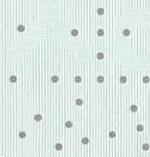


供託書
(雑)



字加入 字削除

1 頁
/ 2

申請年月日	令和 7年 12月 25日
供託所の表示	札幌法務局

法令条項	民法494条第1項第1号	令和7年度金第 2104号
------	--------------	---------------

供託者の住所氏名	北海道恵庭市住吉町2-2-14
	柏野大介

供託の原因たる事実	別添のとおり

被供託者の住所氏名	恵庭市京町1番地
	恵庭市

1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権	
2. 反対給付の内容	

供託金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	¥ 4 8 9 9 0 0
------	-----------------------	---------------

備考	
----	--

上記供託を受理する。

供託金の受領を証する。

令和 7年 12月 25日
札幌法務局
供託官 本坂淳子



令和 7年 12月 25日
札幌法務局
供託官 本坂淳子



供託の原因たる事実：

供託者は、被供託者から、恵庭市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき、議員報酬（期末手当）として下記の通り受領した。
支給された4.65か月分の期末手当（合計1,980,900円）のうち、国家公務員特別職の支給月数である3.5か月を上回る1.15か月分については、理由がなく、受領できないことから、期末手当のうち、1.15か月分、金489,900円について、12月25日に被供託者の所在地において、被供託者に対し現実に提供したが、受領を拒否されたので、これを供託する。

記

- 6月分期末手当 金979,800円（令和7年6月13日受領）
- 12月分期末手当 金979,800円（令和7年12月5日受領）
- 12月分期末手当（追加） 金21,300円（令和7年12月25日受領）